



二国ざしきわらし

「冬タイヤ早期装着」の呼びかけを行いました

平成25年11月11日(月)、二戸市金田一地内の国道4号沿い雨滝駐車帯にて、冬タイヤ早期装着の啓蒙活動を行いました。

初冬期においては、夏タイヤ使用によるスリップ事故や、過度に用心したノロノロ運転による渋滞に加え、それら車輛の追い越しなどにより発生する交通事故の危険性が非常に高くなる時期です。交通が渋滞してしまうと除雪車等が通行できなくなり、交通障害が更に拡大するおそれもあります。

今回、それを未然に防止するため、二戸警察署のご協力のもと、『早めの冬タイヤ装着』のパンフレットを配布し、ドライバーへ冬期間の安心・安全な交通確保のご協力をお願いしました。



まも二戸警察署の呼びかけが協力された



呼びかけを配布する職員

当日、調査を行った20台(※中・大型車のみ対象)の冬タイヤ装着状況を見てみると

○ 全輪冬タイヤ装着：9台

△ 冬タイヤを装着しているが摩耗しているもの：10台

× 全輪ノーマルタイヤ：1台

でした。

降雪予報があったためか冬タイヤ装着状況は高いものの、せっかくの冬タイヤでも摩耗しているものが多かったです。摩耗タイヤでは冬タイヤの意味がありません。冬道を安全に走行できるよう、適正なタイヤの装着とタイヤチェーンの携行をお願いします。

岩手町 ～ 一戸町にかけて約3.6kmもの渋滞が発生



19:40頃の奥中山の状況

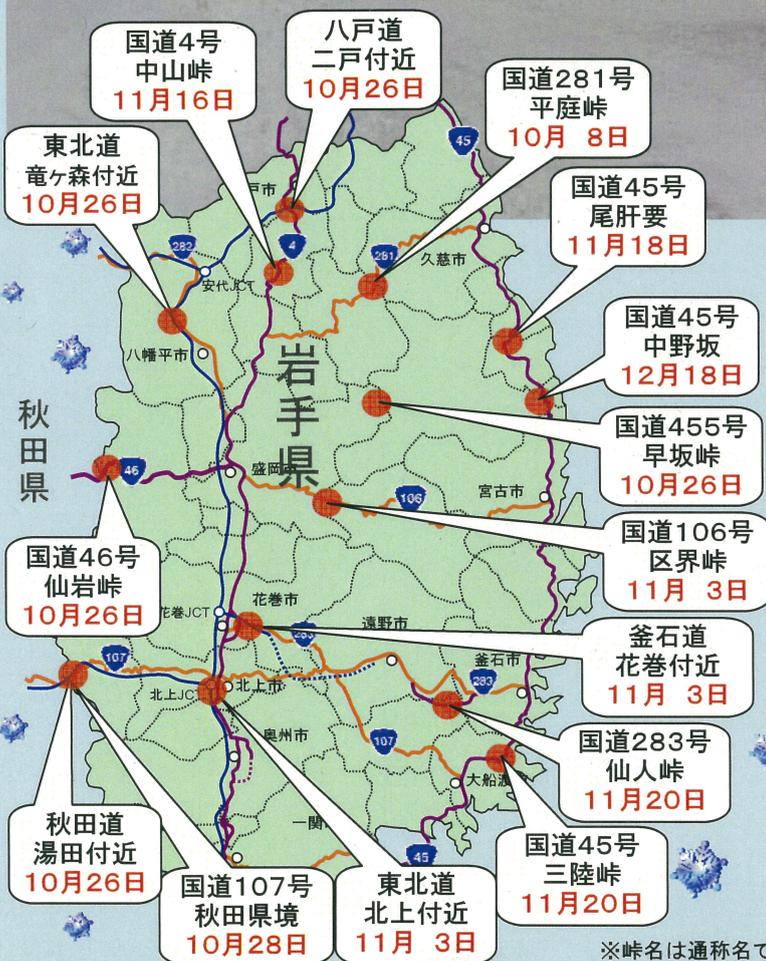
冬タイヤ早期装着の啓蒙活動を行った当日、二戸管内では初雪を観測しました。18:00頃～20:00頃にかけて、夏タイヤで走行している車両により、岩手町大字御堂第3地割(579k8)から一戸町奥中山字西田子(583k4)にかけて約3.6kmの渋滞が発生しました。

国土交通省でも鋭意除雪や薬剤散布を行います。道路を利用される皆様も早めに冬タイヤを装着して走行されませうご協力お願いいたします。

(写真：登坂不能車両と路側へ停車車両により渋滞)

早めの冬タイヤ・チェーン装着を!!

過去5年で最も早い
主な峠の初雪時期



※峠名は通称名です

危険

走行予定の道路状況を把握し
雪道への備えを万全に!!

- ・冬タイヤ
- ・チェーン
- ・スコップ等

自分のために、
家族のために、
みんなのために、
早めの
冬タイヤ・チェーン装着を!

Webサイトで道路情報をご覧になれます!!

東北・
みち情報

DoCoMo <http://keitai.thr.mlit.go.jp/road/i>
au <http://keitai.thr.mlit.go.jp/road/ez>
SoftBank <http://keitai.thr.mlit.go.jp/road/v>
パソコン <http://www.thr.mlit.go.jp/road/>

46NAVI
(ヨンロク・ナビ)

DoCoMo <http://akita-road.thr.mlit.go.jp/r-46navi/i/>
au <http://akita-road.thr.mlit.go.jp/r-46navi/ez/>
SoftBank <http://akita-road.thr.mlit.go.jp/r-46navi/v/>
パソコン <http://akita-road.thr.mlit.go.jp/r-46navi/>

岩手県道路情報サービス

パソコン・携帯電話

<http://www.douro.com/>

ドラぶら(高速道路情報サイト)

パソコン

<http://www.driveplaza.com>

ドラぶらモバイル(高速道路情報サイト)

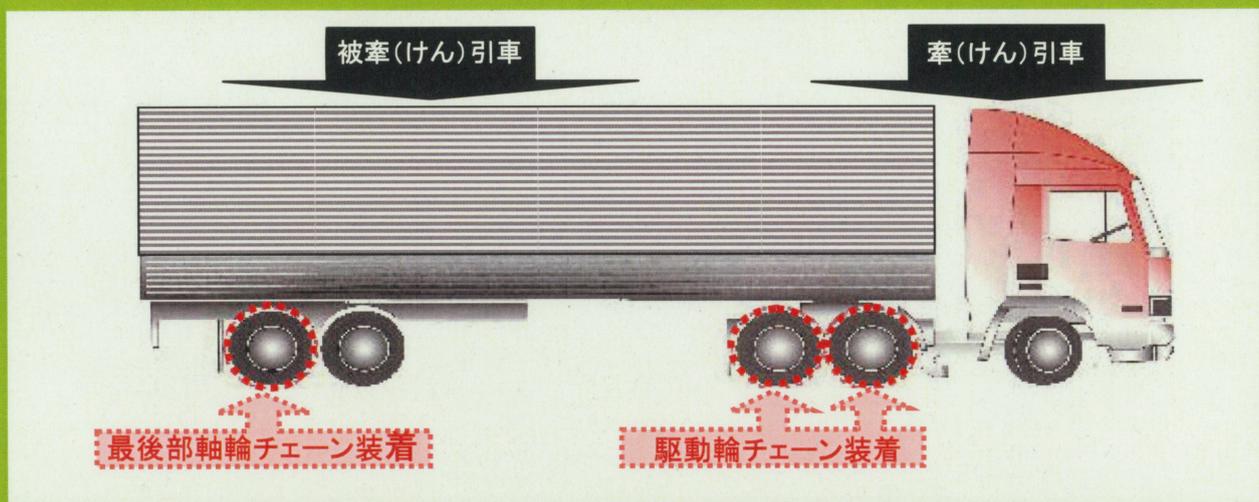
携帯電話

<http://m.driveplaza.com/>

国土交通省(岩手河川国道事務所・三陸国道事務所)・岩手県・岩手県警察本部・
東日本高速道路(株)東北支社(盛岡管理事務所・北上管理事務所・八戸管理事務所)

岩手の積雪・凍結道路 を走行するために!

普通タイヤの場合、**駆動輪のすべてに** タイヤチェーンを装着
トレーラー車はタイヤチェーンを駆動輪と被牽(けん)引車の最後部の軸輪に装着
または
雪路用タイヤを**全車輪**に装着
(スノータイヤ・スタッドレスタイヤなど)



道路の状況により、タイヤチェーンを装着して万全の備えを!!

【滑り止め装置を不装着時の罰則等】

- 道路交通法 第71条(運転者の遵守事項)第6号
前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、**公安委員会**が道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため**必要と認めて定めた事項**
- 岩手県道路交通法施行細則 第14条(運転者の遵守事項)(6)
法第71条第6号の規定による車両等の運転者が守らなければならない事項は、次に掲げるとおりとする。
積雪し、又は凍結している道路において、駆動輪(他の車両を牽(けん)引する場合にあっては、被牽(けん)引車の最後部の軸輪を含む。)のすべてのタイヤに鎖を取り付けること、雪路用タイヤ(雪路用タイヤとして製作されたもので接地面の突起部が50パーセント以上摩耗していないものに限る。)を全車輪に取り付けること、その他のすべり止めの方法を講じないで自動車(小型特殊自動車を除く。)又は原動機付自転車を運転しないこと。
- 道路交通法 第120条
5万円以下の罰金
- 反則制度 道路交通法 第125条
大型車7,000円、普通車6,000円、原付車5,000円

